平成２４年（フ）第９２号
広島市中区国泰寺町２丁目２番28―1202号
債務者　薬師寺久美子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８６号
福岡県春日市春日１丁目40番地
債務者　前田　維江（旧姓鬼塚）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６７号
福岡県福津市中央３丁目４番17―306号
債務者　岩永　常幸
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０３号
福岡市中央区小笹２丁目12番52号
債務者　馬場　博隆
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０４号
福岡県糸島市有田中央２丁目７番47号
債務者　宮崎　絵美（旧姓水内）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３９号
福岡市中央区小笹３丁目７番５―501号
債務者　岡部　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４０号
福岡市中央区小笹３丁目７番５―501号
債務者　樋口　友香（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８２号
福岡市城南区南片江１丁目25番30号
債務者　中村　安人（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８６号
福岡県朝倉市甘木1225番地１第二森田ビル202号
債務者　松尾　一秀
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１号
福岡市東区筥松１丁目10番３―503号
債務者　福吉　惠美（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９号
福岡県太宰府市宰府５丁目16番17号
債務者　簑原　義昭
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０号
福岡市中央区高砂１丁目23番５号
債務者　中村　匡志
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２号
福岡市博多区井相田２丁目11番26―802号
債務者　楢木　寿美（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６号
福岡市中央区港３丁目４番31―401号
債務者　松井　　努
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県春日市岡本５丁目97番地２サンフィールド須玖101号
債務者　吉田　慎一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口418番地８
債務者　稲永　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８号
福岡市東区名子３丁目４番16―102号
債務者　池田　大祐
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４２号
福岡市南区長住３丁目50番301号
債務者　山口　信子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県うきは市浮羽町朝田342番地11
債務者　金子　政喜
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部